

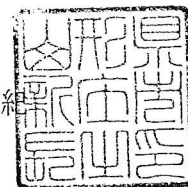


新都発第 6 号

令和2年5月21日

新庄市議会議長 下山准一 殿

新庄市長 山尾順 紳



請願の処理の経過について（報告）

令和2年3月17日付け新市議発第2141号で請求のありました標記の件について、次のとおり報告いたします。

1. 請願内容

除雪受託業者に対する支援についての請願

- ① 新庄市待機補償運用基準の見直し
- ② 全面委託除雪機械の車両管理費計上等の見直し
- ③ 貸与除雪機械返却に伴う修理費用の負担軽減

2. 請願に対する市の考え

請願の趣旨にもありますように、市民生活における冬期交通の安全確保のため、次年度以降も除雪体制を継続させ、地元建設業が将来にわたって地域の安全・安心の守り手として存続していくことができるように、少雪時に対応できる新庄市待機補償運用基準の見直しが必要であると考えております。

3. 現在の取組

請願項目についての、現在の内容は次のとおりです。

- ① 待機補償運用基準は、過去10年間の平均より設定した基本日数について、労務費の70パーセントと機械損料の50パーセントを最低限補償するものとなっております。
- ② 全面委託除雪機械の車両管理費は、一般土木工事と同様に、機械損料として計上しております。
- ③ 貸与除雪機械返却に伴う修理費用は、除雪受託業者の過失による場合以外は、市が負担しております。

請願を受けて、今冬の記録的な少雪の業務実態を把握するため、除雪受託業者へアンケート調査を実施いたしました。その調査結果について新庄市建設クラブと協議し、昨シーズンのような少雪が続くとオペレーター確保が困難であることや保証体制や委託契約方法の見直しが必要であるという課題を共有したところです。

4. 今後の予定

今後も安定的な除雪体制を確保するため、国や県の基準も踏まえながら検討を重ね、令和2年度の除雪委託契約に反映できるよう新庄市待機補償運用基準の見直しを進めてまいります。

請願の対応につきましては、更に検討を進めた後に報告させていただきます。